

「藤三安浦店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 藤三安浦店

所在地 呉市安浦町中央三丁目 1 1 9 番ほか

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置
1	2 箇所	出入口No. 1 : 駐車場北西側 (別添図面 3 に記載のとおり)
		出入口No. 2 : 駐車場東側 (別添図面 3 に記載のとおり)

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
1	3 箇所	出入口No. 1 : 駐車場北西側 (別添図面 4 に記載のとおり)
		出入口No. 2 : 駐車場東側 (別添図面 4 に記載のとおり)
		出入口No. 3 : 駐車場北側 (別添図面 4 に記載のとおり)

3 変更する年月日

令和 6 年 7 月 1 7 日

4 説明会掲示適用申出書 (呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第 1 2 条第 1 項)

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5 変更する理由

計画変更のため

6 届出年月日

令和 6 年 7 月 8 日

7 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課 (呉市中央 4 丁目 1 番 6 号)

安浦市民センター (呉市安浦町中央 4 丁目 3 番 2 号)

8 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 令和 6 年 7 月 1 0 日から令和 6 年 1 1 月 1 0 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

9 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者が

その周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から次の提出期限までに、市に対し意見を提出することができます。

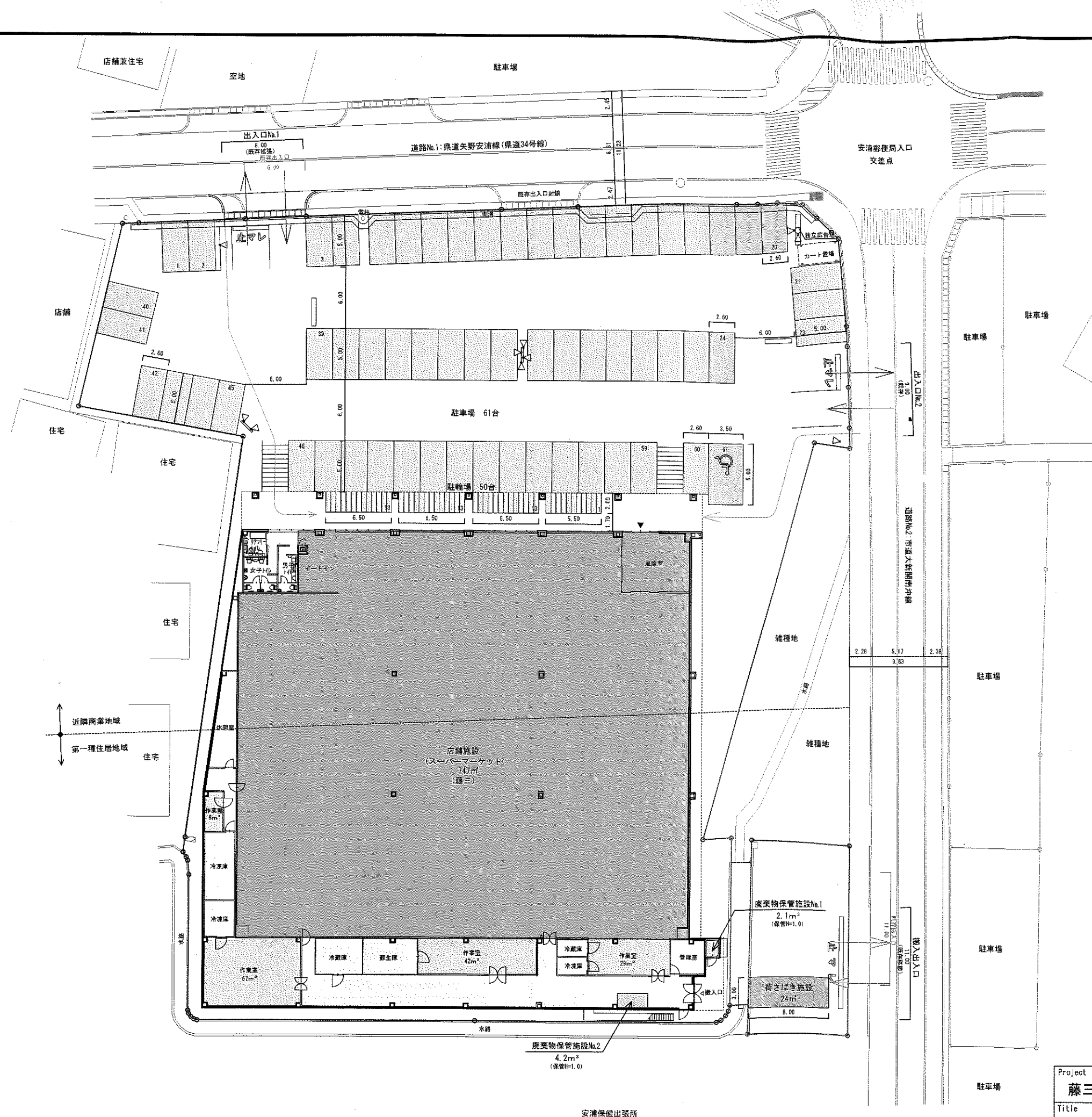
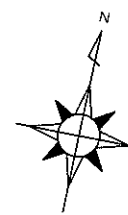
(1) 提出期限

令和6年11月10日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課

変更前



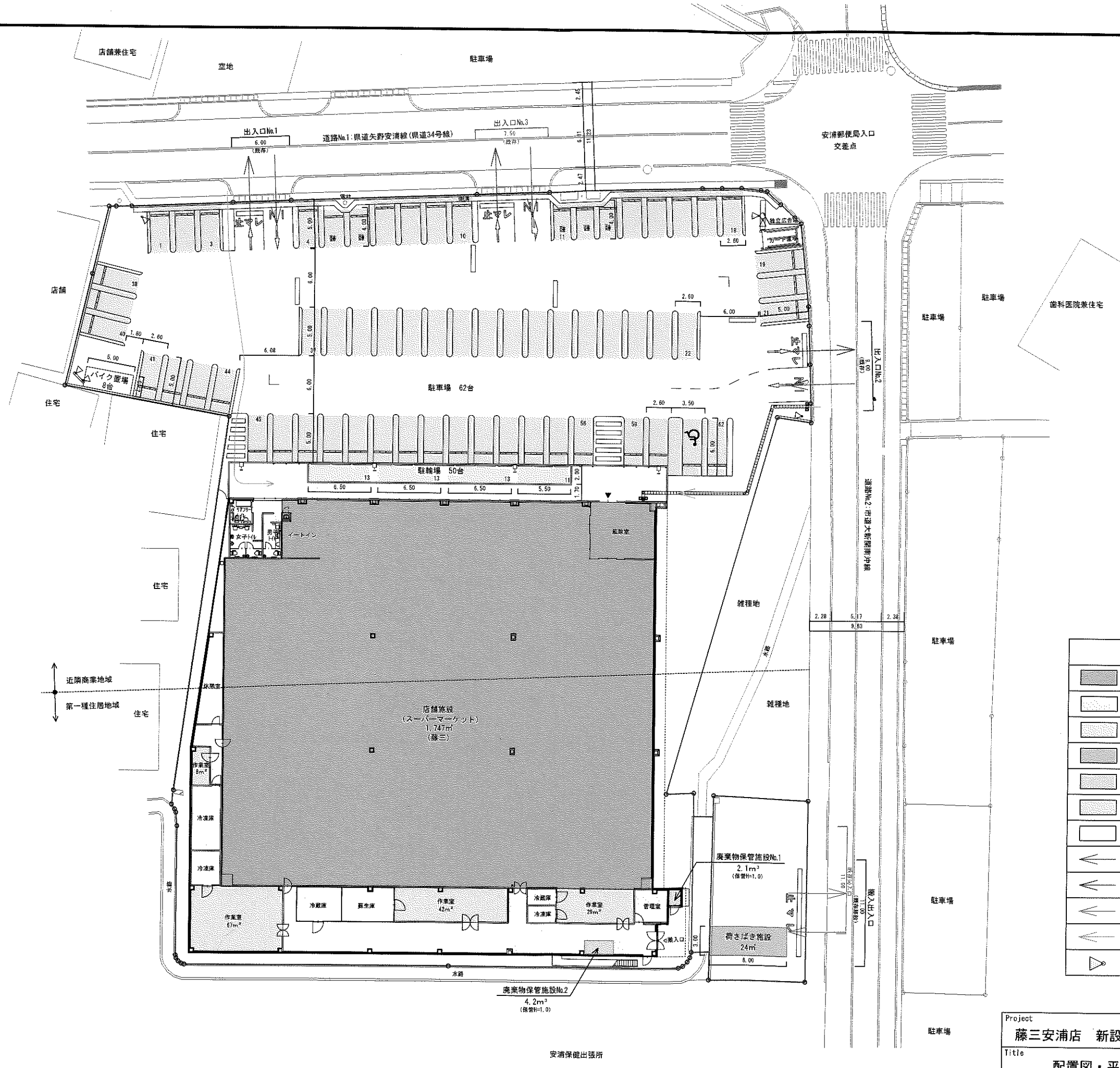
近隣商業地域
第一種住居地域

凡 例	
	店舗施設 (売場)
	駐車場
	駐輪場
	荷さばき施設
	廃棄物保管施設
	食品加工施設
	その他施設
	来客車両来店ルート
	来客車両退店ルート
	搬入車両運行ルート
	歩行者・自転車来店ルート
	屋外照明 (LEDｽﾀｰﾄﾗｲﾄ)

Project	藤三安浦店 新設計画 (出入口変更)	No.	3
Title	配置図・平面図 (変更前)	Scale	1/400

店舗兼住宅

変更後



凡 例	
	店舗施設 (売場)
	駐車場
	駐輪場
	荷さばき施設
	廃棄物保管施設
	食品加工施設
	その他施設
	来客車両来店ルート
	来客車両退店ルート
	搬入車両運行ルート
	歩行者・自転車来店ルート
	屋外照明 (LED灯・トライト)

Project	藤三安浦店 新設計画 (出入口変更)	No.	4
Title	配置図・平面図 (変更後)	Scale	1/400